

平成17年度 子宮検診実施のお知らせ

子宮検診を下記のとおり実施します。今年度から検診対象年齢が20歳以上になり、2年に1回の検診になりました。今年度は落合地区・境地区・新田区・桜ヶ丘区の方が対象になります。申し込みをされた方は決められた日程で受診してください。また、今年度から検診受診者の方に、検診費用の一部を負担していただくことになりました。ご理解とご協力をお願いします。

まだ申し込みをされていない方で、受診を希望される方は、住民福祉課保健予防係までお申し込みください。

1. 日 程	期 日	場 所	受 付 時 間
	7月14日(木)	清 泉 荘	受付時間 午後1時15分から午後2時まで 注意事項 番号札は 午後1時 にお出しします。 午後1時15分より「検診の流れ、 注意事項等」について説明します。
	7月29日(金)	清 泉 荘	
	8月 4日(木)	保 健 セ ン タ ー	
	8月11日(木)	保 健 セ ン タ ー	
	8月17日(水)	保 健 セ ン タ ー	
	8月19日(金)	保 健 セ ン タ ー	

2. 検診自己負担金 1,000円（検診当日ご持参ください。）

下記の方は、自己負担金が免除となり、無料で受診することができます。

- ・昭和7年9月30日以前に生まれた方で、老人保健医療受給者証をお持ちの方
- ・65歳以上で障害の認定により老人保健医療受給者証をお持ちの方で申し出のあった方
- ・生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護を受けている世帯に属する方で申し出のあった方
- ・当該年度分町民税非課税世帯に属する方で申し出のあった方

自己負担金免除の申し出方法につきましては、検診を申し込みされた方に後日通知でご連絡します。

3. 注意事項

- ・妊娠中の方は受診しないでください。

【お問い合わせ】住民福祉課 保健予防係（保健センター内）

TEL62 - 9134 FAX62 - 6877（有）9134

特別障害給付金の受付が始まっています

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者の方に対して、「特別障害者給付金制度」が創設され、今年の4月から受付開始となっています。

支給の対象となる方

国民年金の任意加入対象とされていた方で

- ・昭和61年3月以前に厚生年金または共済組合に加入（又は受給等）をされていた方の配偶者
- ・平成3年3月以前の学生（定時制・夜間部・通信過程の方を除く）であって、当時、任意加入していなかった期間内に障害の原因となった病気やケガの初診日があり、現在、障害基礎年金の1級または2級相当の障害の状態にある方が対象となります。（障害者手帳の等級とは異なります）

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受けられる方は対象となりません。

注意点

請求書は、平成17年4月から住所地の役場の国民年金窓口で受付開始しています。この給付金の支給は、請求書を受付した月の翌月分からとなりますので、請求する方は、できる限り早めに請求書を提出してください。このため、必要な書類等が全て揃わない場合であっても、請求書の受付を行なっています。まずはなるべく早く請求を行なってください。

なお、不足している必要書類等については、後日提出をしていただくことになります。

【お問い合わせ】岡谷社会保険事務所

TEL23 - 3661

役場住民福祉課 国保年金係

TEL62 - 9111